



メインピック

2026年4月 | 子ども・子育て支援金制度がスタートします

【子ども・子育て支援金制度の概要】

社会全体で子どもや子育て世帯を支援し、急速な少子化に歯止めかけ、現在の経済・システムを維持することを目的として新しく創設される制度です。高齢者を含む、**すべての医療保険加入者と企業が納付の対象**となります。

◆ 子ども・子育て支援金制度

- 【対象者】** 全世代の医療保険加入者とすべての企業
【開始時期】 令和8年4月分（5月納付分）から

◆ 企業の場合

- 【徴収方法】** 毎月の健康保険料に上乗せ
【支援金率】 標準報酬月額×**0.3%程度**
※令和10年度には**0.4%程度**へ段階的に引上げ

◆ 子ども・子育て支援金制度の使い道

- ✓ 児童手当の拡充 | 所得制限撤廃、高校生年代までの延長
- ✓ 妊婦のための支援給付 | 妊娠・出産時の給付の制度化
- ✓ こども誰でも通園制度 | 乳児等のための通園支援
- ✓ 出生後休業支援給付／育児時短就業給付 等

◆ 企業にとっての影響

- ✓ **会社・従業員双方で新たな負担**
標準報酬月額に支援金率を掛けた額を**労使で折半負担**。
➡ 会社コストが増加します。

◆ 企業の対応ポイント

- ✓ **会社負担・従業員負担の試算**を行っておきましょう。
- ✓ **給与の手取り額に影響**があるため、
従業員に**事前説明**できるよう準備しましょう。
- ✓ **経理や給与計算のフローを確認**し、
新料率に対応できる体制を整えておきましょう。



➤ 参考・詳細情報はこちら

◎ 子ども・子育て支援金制度（こども家庭庁）

その他トピックス

● 最低賃金の発効日は都道府県で異なります

今年度の最低賃金改定は、**地域により発効日が異なります**。
（10月1日発効～翌年3月31日発効まで）

- ≫ **給与計算や求人票、契約書へ正しく反映**できるよう
自社所在地の発効日を必ず確認しておきましょう。
- ≫ **複数拠点**のある企業は、特に注意しましょう。

➤ 詳しくは⇒ 厚労省 | 令和7年度 地域別最賃一覧

● 働き方の新潮流 | 「静かな退職」とは

≫ 静かな退職とは

- ・昇進や長時間労働を求めず、与えられた範囲で働くスタイル。生活や健康を優先する働き方です。

≫ 広がる傾向

- ・若手や女性を中心に、副業や学び直しなど、会社以外の選択肢を重視する傾向が見られます。

≫ 企業にとっての示唆

企業にとっては、多様な価値観に応じた
選択肢の提供やキャリアパスの明確化が、
人材定着や採用力向上のカギとなります。



➤ 詳しくは⇒ 「静かな退職」と副業の実態調査

無料オンラインセミナー開催



人材定着と活躍の
ヒントを得られる
絶好の機会です♪

✓ テーマ | 【辞めない人材の育て方】

「若手が辞めてしまう」「ベテランが静かに退職モード」
「社員が将来に不安を抱えている」—そんなお悩みはありませんか？
本セミナーでは、社員が「自社で働く意味」を見出し、長く活躍できる
ようになるためのポイントを人気セミナー講師がお伝えします。

★開催日時 令和7年10月17日（金）13:00～14:00

★会場 オンライン（zoom） ★受講料 無料

★対象 中小企業経営者、人事担当者など

お申込み/ご質問等は、事務局（nakagawa@egaoworklabo.or.jp）まで

無料相談会

京都	日時：10/9（木）13:00-17:00 場所：京都リサーチパーク 4号館3階 BIZ NEXT	お気軽にお越し下さい。 （BIZ NEXT受付へ） ※ご予約のお客様優先 でのご対応となります。
大阪	日時：10/10（金）13:00-15:00 場所：グランドフロント大阪 北館7階 「ナレッジサロン」プロジェクトルームE	※ご予約不要です。 お気軽にお越しください。 （ナレッジサロン受付へ）
東京	日時：10/16（木）10:00-17:00 場所：ビジネスエアポート東京	※要予約になります。 事前に下記問合せ先まで ご連絡下さい。

～発行元～

**えがお
ワークラボ**

社会保険労務士法人えがおワークラボ

代表社員 上田 恭子

（特定社会保険労務士、組織力診断士）

<スタッフ：社労士7名、行政書士2名、職員20名>

松山オフィス 〒790-0003 愛媛県松山市三番町5丁目7-29デルデ三番町201

TEL：（089）908-6766 FAX：（089）932-9204

東京オフィス、大阪オフィス、京都オフィス

【お問合せ先】 nakagawa@egaoworklabo.or.jp（営業担当 中川）